平成３０年（フ）第２０７２号
東京都目黒区上目黒３丁目21－７
破産者　松田　　遼
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０７４号
東京都練馬区南大泉５丁目32―13
破産者　横田　弘毅
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０７７号
東京都町田市小山町4385―２―201
破産者　村越　竜馬
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１３７号
東京都世田谷区桜丘４丁目９―36―301
破産者　奈良原秀憲
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１３８号
東京都中野区江原町３丁目28―２　第３高崎コーポ　１
破産者　赤岩　豊子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２１３号
東京都世田谷区北烏山３丁目６－９―201
破産者　谷口　邦弘
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２２５号
東京都稲城市東長沼965　サングリーン10―402
破産者　古谷　利子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９２４号
大阪市中央区南船場４丁目10番５号南船場ＳＯＨＯビル702
破産者　Ａ．Ｐ．Ｆ．ホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５０号
さいたま市浦和区神明２丁目16番３号
破産者　フィルダーズ工業株式会社
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９８号
神奈川県相模原市緑区大島3391番地８、開始決定時の住所千葉県流山市南流山８丁目16番地の２　ソーシャルレジデンス南流山314
破産者　西田　　明
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４２号
千葉県野田市東宝珠花44番地３
破産者　田中　将光
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２３６２号
東京都大田区大森北３丁目４番５号　平安ビル
破産者　東海通信工業株式会社
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４５号
横浜市都筑区南山田１丁目１番37号―201
破産者　有限会社グロース
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０号
鳥取県鳥取市湖山町東２丁目165番地
破産者　有限会社ファーチェ
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６７７号
広島市東区曙３－４－23　文岡ビル101号
破産者　有限会社いろは商会（旧商号有限会社文岡仏檀製作所）
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６号
沖縄県那覇市前島１丁目８番１号
破産者　有限会社日本テスコ
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１２号
千葉県八街市勢田824番地48
破産者　吉田　光宏
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第５２号
千葉県佐倉市上志津原334番地20
破産者　佐藤　一男
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第５４号
千葉県富里市七栄480番地82
破産者　平山　征夫
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第３０３号
東京都昭島市東町１丁目５番１―202号
破産者　株式会社かわの
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０４０号
大阪市淀川区宮原３丁目３番３号
破産者　株式会社徳信
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６号
石川県加賀市新保町ラの29番地の１
破産者　株式会社集
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部